

接道部緑化助成について

板橋区は、『民有地の緑化を推奨し、安全で快適な生活環境の確保を図る』ことを目的とし、接道部の緑化に対し助成金を交付しています。

内 容

- 対象となる土地 区内の土地で、関係法令等に違反していないこと
対 象 者 原則として土地所有者
対 象 工 事 ①接道部の植込地に樹木を植栽する工事
②植栽工事に伴うブロック塀等の取り壊し工事
※取り壊した箇所にフェンス等を設置する場合はご相談ください



対象工事の条件

- ①植栽する場所が適正な幅員のとれた道路(私道も含む)に面していること
②道路より3m以内の範囲で、道路より容易に見通すことができること
③緑被面積 10 m²以上の樹木を植栽すること
※緑被面積は高木4m²/本・中木1m²/本・低木0.4m²/本に本数を乗じた合計
※高木は高さ3m以上 中木は高さ1m以上3m未満 低木は高さ30cm以上1m未満
④生垣は中木を葉が触れ合う程度に列植すること。
⑤永続性があること
⑥建築基準法など法令に不適合の建築物でないこと
⑦販売や賃貸等を目的とした土地・建築物でないこと
⑧国、地方公共団体、その他公共的団体が所有する建築物でないこと

助 成 金 額

接道部緑化助成

(イ) 樹木1本当たりの区の標準工事費単価

高木 4万円/本

中木 8千円/本

低木 千円/本

生垣 1万6千円/m

(ロ) 実際の樹木1本当たりまたは、生垣1m当たりの工事単価

(イ)と(ロ)の少ないほうの単価の **8割以内** に本数を乗じた額を助成します

※ただし上限を **50万円** とします

ブロック塀等の取り壊し助成

(ハ) 撤去面積1m²当たりの区の標準工事費単価

4千円/m²

(ニ) 実際の撤去面積1m²当たり工事単価

(ハ)と(ニ)の少ないほうの単価の **8割以内** に面積を乗じた額を助成します

※基礎部分是对象外となります。また、緑化工事に伴う撤去を対象とします。

※区から改善指導を受けているブロック塀等については **10割以内** となります。

他の制度との兼ね合い

板橋区緑化の推進に関する条例第13条の3に基づく緑化工事や、他の制度で助成を受けて行う緑化工事は助成の対象外となります。

連絡先 板橋区 みどりと公園課 緑化推進グループ

〒173-8501 板橋区板橋 2-65-8 (MSビル4階) ☎03-3579-2533 (直通)